提案基準１９　打席が建築物であるゴルフの打放し練習場について（開発許可、建築許可）

市街化調整区域における打席が建築物であるゴルフの打放し練習場の開発許可、建築許可については、下記の要件に該当して市街化調整区域に立地することがやむを得ないと認められるものについて取扱うものとする。

記

（適用範囲）

1　この基準の適用をうけるものは、打席が建築物であるゴルフの打放し練習場で、その規模、形状等から市街化調整区域に立地することがやむを得ないと認められるものに限る。

（立　地）

2　申請地は、周辺の環境に適合し、市の土地利用計画と調整のとれた場所であること。

（用　途）

3　申請地に係る建築物は、一般的には次のものが該当する。なお、建築物の用途は、管理上および利用上必要不可欠な用途であること。

打席（建築物）、クラブハウス、便所、練習場管理施設

（規模および構造）

4　土地利用計画、建築物の規模および構造は、次のいずれにも該当していること。

(1) 開発計画の土地利用計画は、周辺の環境に調和したものであること。

(2) 予定建築物の規模は、管理上および利用上必要最小限であること。

(3) 予定建築物の構造は、用途の変更が容易でない構造であること。

また、予定建築物の形態等は、周辺の自然環境に調和した簡素なものであること。

（附　則）

この基準は、平成１３年４月２６日から施行する。

（付　記）

上記提案基準に該当するもののうち、敷地面積が３，０００平方メートル未満のものについては、「事後報告基準１９」として取扱う。

（附　則）

この基準は、平成１３年４月２６日から施行する。

（必要書類）

1　申請理由書（申請者の住所、氏名を記入し押印したもので、当該施設を市街化調整区域に立地しなければならない理由および開発の概要等を具体的に記述すること。）

2　資金計画に関する書類

3　土地利用計画および予定建築物の規模算定の概要書

4　周辺の自然環境への配意および開発区域の植栽、緑化計画書

5　位置図（1/50,000あるいは1/25,000および1/2,500）

6　土地利用計画図

7　建築図面（平面図、立面図等）

8　その他市長が必要と認める書類（事業計画の地元区等への説明、協議経過を表す書類等）